

兵庫県公報

平成25年1月11日 金曜日 第2456号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 地方卸売市場における開設業務及び卸売業務の譲渡の認可（水産課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成24年近畿地方整備局告示第244号） （下水道課）	3
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	3
○ 篠山市国道176号沿道地区整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
○ 落札者等の公示（県立大学）	4
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく公聴会の開催	5
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	5
○ 同 上	5
○ 同 上	6

告 示

兵庫県告示第28号

卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号）第11条の規定により、次のとおり地方卸売市場における開設業務及び卸売業務の譲渡し及び譲受けを認可した。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

名称		地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	取扱品目	認可年月日
譲渡人	譲受人				
由良町漁業協同組合連合会	由良町中央漁業協同組合	由良町漁業協同組合 地方卸売市場	洲本市由良町由良2355 —1地先	水産物	平成24年 12月25日

兵庫県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市山崎町葛根字峠16の7、16の8、16の23、16の43、16の47、16の48、16の49（次の図に示す部分に限る。）、16の50、千種町西河内字金谷1357の1、1357の30、1357の45、1357の95、1357の97から1357の102まで、字池田1316の36、1316の62、1316の112、1316の231、1316の232、1316の235から1316の237まで、字笹ヶ谷1054の6、1054の28から1054の31まで、1054の37、字中坪1580の454、1580の455、千種町岩野辺字平岩

372の8、372の79、372の111、372の112

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町東河内字榊谷2389の2、2389の9、2389の11、2389の13から2389の16まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町千町字大谷509の13・509の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、509の14、509の20から509の26まで、509の29、509の36、509の38から509の43まで、509の46、509の47、509の49

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示244号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和44年建設省告示第3727号阪神間都市計画下水道事業武庫川下流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和44年11月25日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和44年建設省告示第3727号、昭和46年建設省告示第1617号、昭和52年建設省告示第280号、昭和55年建設省告示第171号、昭和61年建設省告示第1158号、昭和61年建設省告示第1829号、平成元年建設省告示第1517号、平成10年建設省告示第2158号、平成15年近畿地方整備局告示第87号及び平成16年近畿地方整備局告示第48号の事業地のうち尼崎市平左衛門町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人宝塚NPOセンター
 - (2) 代表者の氏名 牧里 毎治
 - (3) 主たる事務所の所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、市民活動及び市民活動団体の自立・発展、市民事業の円滑な運営のためのさまざまな支援を行うことによって市民セクターの確立をうながし、さらにNPO・行政・企業との健全で対等なパートナーシップを築き、だれもが安全に安心してくらす市民社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 当該認定の有効期間 平成24年12月19日から平成29年12月18日まで



篠山市国道176号沿道地区整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の篠山市国道176号沿道地区の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成25年1月11日

丹波県民局長 梅谷 順子

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称
丹波地域
- 2 整備計画の名称
篠山市国道176号沿道地区整備計画
- 3 整備計画の区域
国道176号（三田市境界から鐘ヶ坂トンネル入口までの区間）の道路肩から100メートルの範囲
- 4 整備計画案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び篠山市まちづくり部地域計画課
- 5 整備計画案の縦覧期間
平成25年1月11日（金）から同月24日（木）まで



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市神爪5丁目174番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市西神吉町岸169番地の1
有限会社モリモト 代表取締役 森本 孝義
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年11月21日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-5-2号（24高砂）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年1月11日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠見 清

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
フッ化物緻密光化学援用装置の導入 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月17日
- 4 落札者の名称及び住所
有限会社イーオーアール 東京都杉並区高円寺南4-26-19
- 5 落札金額
30,765,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告した日
平成24年11月6日

但馬海区漁業調整委員会公告

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成25年 1月11日

但馬海区漁業調整委員会
会長 吉 岡 修 一

- 1 期日 平成25年 1月23日（水）
- 2 時間 午後 1時30分から午後 2時まで
- 3 場所 美方郡香美町香住区香住1852番地の 4 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所但馬水産事務所会議室
- 4 案件
 - (1) 但馬海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等について
 - (2) 但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容となるべき事項等について

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 1月11日

契約担当者
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
基幹通信網ネットワーク機器等 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通 5丁目 4番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月 4日
- 4 落札者の名称及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3—4—1
- 5 落札金額
2,953,996円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年10月23日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 1月11日

契約担当者
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
サーバ機器等 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通 5丁目 4番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月18日
- 4 落札者の名称及び住所
N T Tファイナンス株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通 4—1—22

- 5 落札金額
6,174,315円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年11月 6日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 1月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県警察ファイルサーバ等 一式 (賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月18日
- 4 落札者の名称及び住所
リコーリース株式会社兵庫支店 神戸市中央区御幸通4丁目1番1号 キリン神戸ビル
- 5 落札金額
3,061,611円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年11月 6日